

# ○美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成29年3月17日

規則第4号

## (趣旨)

第1条 この規則は、美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例（平成29年美浦村条例第5号。以下「条例」という。）第23条の規定により、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (館長)

第2条 館長は、上司の命を受け、地域交流館みほふれ愛プラザ（以下「ふれ愛プラザ」という。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

## (使用の申請)

第3条 条例第7条第1項第2号の規定により、ふれ愛プラザ内の研修室の使用許可を受けようとするものは、使用期日の5日前までに美浦村地域交流館使用許可申請書（様式第1号）（以下「使用許可申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

## (使用の許可)

第4条 村長は、前条の申請があった場合は、その使用目的及び内容等を審査し、適當と認めるときは、美浦村地域交流館使用許可書（様式第2号）を交付して、その使用を許可するものとする。

2 使用許可の順位は、使用の申請を受理した順序による。ただし、村長が必要と認めたときは、この限りでない。

## (利用者の遵守事項)

第5条 ふれ愛プラザを利用するもの（以下「利用者」という。）は、条例第9条で制限された行為、及び条例第10条で禁止された行為をしてはならない。

2 条例第9条で制限された行為を行おうとするものは、あらかじめ使用許可申請書に行おうとする行為を記載し、村長に提出して許可を受けなければな

らない。

(破損等の届出)

第6条 利用者は、その使用に当たり、施設等を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、直ちに美浦村地域交流館破損等届（様式第3号）を提出し、村長の指示を受けなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、ふれ愛プラザの管理及び運営に関する必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 様式第1号（第3条関係）

整理番号	第	号	受付日	年 月 日
美浦村地域交流館使用許可申請書				
年 月 日				
美浦村長 様				
申請者〒				
所在地（住所）_____				
団体名_____				
代表者（氏名）_____				
電話_____				
美浦村地域交流館の使用許可を受けたいので、下記のとおり申請します。				
使 用 目 的 及 び 内 容				
使 用 期 間	年 月 日	時 か ら	年 月 日	時 ま で
使 用 施 設	研修室（研修室1・研修室2）			
冷暖房使用の有無	有（使用時間 時間）・無			
使 用 責 任 者	所在地（住所）			
	代表者（氏名）			
	電 話			
備 考				

(注) 太線の枠内のみ記入してください。

様式第2号（第4条関係）

整理番号	第	号	発行日	年 月 日
美浦村地域交流館使用許可書				
<u>所在地（住 所）</u> _____				
<u>団体名</u> _____				
<u>代表者（氏 名）</u> _____ 様				
美浦村長 印				
使用目的 及び内容				
使用期間	年	月	日	時から
	年	月	日	時まで
使用施設	研修室（研修室1・研修室2）			
冷暖房使 用の有無	有（使用時間 時間）・無			
備 考				

## 様式第3号（第6条関係）

整理番号	第	号	受付日	年 月 日
美浦村地域交流館破損等届				
美浦村長 様			年 月 日	
<p>申請者様</p> <p>所在地（住所）_____</p> <p>団体名_____</p> <p>代表者（氏名）_____</p> <p>電話_____</p>				
<p>下記のとおり（損傷・汚損・亡失）しましたので届出します。については、美浦村地域交流館の設置及び管理に関する条例第17条の規定に基づき、原状の回復に要した費用を賠償いたします。</p>				
損傷・汚損・亡失 日 時	年 月 日 時			
損傷・汚損・亡失 箇 所				
損傷・汚損・亡失 品 名、物 件				
内 容 ・ 程 度				
原 因 ・ 経 過				
賠 償 決 定 額	円			
備 考				

(注) 太線の枠内のみ記入してください。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第6条関係）